

(参考) 放課後児童クラブ入所許可基準 (先進事例)

1 入所対象児童及び入所期間

- (1) 放課後児童クラブの入所対象者は、小学校に就学している児童であって、その保護者が次の表の左欄に掲げるいずれかの事由に該当することにより、昼間家庭における保育を受けることができないものとする。
- (2) 放課後児童クラブへの入所期間は、次の表の左欄に掲げる事由ごとに、同表右欄に掲げる期間とする。

事由		入所期間
ア 居宅外労働	開設時間中 (以下「放課後等」という。) に居宅外で労働していることにより児童の保育ができない場合	保育を必要とする期間
イ 居宅内労働	放課後等に居宅内で家事以外の労働をしていることにより児童の保育ができない場合	保育を必要とする期間
ウ 妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もない場合	出産予定月の前後 2 か月の期間
エ 疾病・障がい等	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていることにより児童の保育ができない場合	保育を必要とする期間
オ 病人の看護・介護等	常時家族等の看護又は介護をしていることにより児童の保育ができない場合	保育を必要とする期間
カ 災害復旧	火災や風水害、地震等の災害による家屋の損傷その他の災害復旧により児童の保育ができない場合	当該災害復旧に要する期間
キ 求職	放課後等に求職活動のため外出することを常態としていることにより児童の保育ができない場合	3 か月以内の期間
ク 就学等	知識・技能の習得のために通学をしていることにより児童の保育ができない場合	保育を必要とする期間
ケ 虐待等	虐待・DV又はそれらのおそれがあることにより児童の保育ができない場合	保育を必要とする期間
コ その他	前各号に類するものであって教育委員会が特に認めた場合	保育を必要とする期間

※申込者に対しては、「労働等」の状況を客観的に判断できる就労証明書や診断書等の提出を求める。

2 同居の親族等の取扱い

- (1) 同居の未成年及び65歳以上の親族等については、入所許可の判定において考慮しないこととする。
- (2) 同居の65歳未満の成年である親族等については、「1」と同様の基準によるこ

とを基本としつつ、児童と当該親族等との間柄なども踏まえ、実態に即して保育の可否を判断することとする。